2　平成26年２月21日、貸し付けた金銭の元本及び利息の支払いとして借受人から受領した現金のうち、現金13万円を、被告人が管理する親族名義の銀行の口座に振込入金し、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装し

たもの

（罪　　名）組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反

8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）

〒910―8583　福井県福井市春山１丁目１番54号

福井地方検察庁　被害回復給付金担当　電話0776―28―8743（直通）

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（福井地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（福井地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

国営栃木南部土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営栃木南部土地改良事業（農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定に基づき公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成28年９月30日

農林水産大臣　山本　有二

1　縦覧に供すべき書類の名称

国営栃木南部土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し

2　縦覧期間

平成28年10月３日から平成28年10月31日まで

3　縦覧場所

栃木県栃木市、小山市及び下都賀郡野木町各事務所

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年９月30日

北陸地方整備局長　中神　陽一

1　処分をした年月日　平成28年９月６日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　交通企画株式会社　内藤　眞介　富山県富山市今泉西部町３―20　国土交通大臣許可（般―23）第202号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成28年８月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年９月30日

国土交通大臣　石井　啓一

種類	縮尺	実施時期	地域 所属	地域 番号	地域 図名	摘要
地形図	2万5千分1	平成28年	旭川	1―1	天塩岳	調製・多色・柾判
〃	〃	〃	夕張岳	8―1	ピパイロ岳	〃　〃　〃
〃	〃	〃	天塩	9―4	雄忠志内	〃　〃　〃
〃	〃	〃	秋田	1―1	茶臼岳	〃　〃　〃
〃	〃	〃	仙台	5―2	薬莱山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	9―1	尾花沢	〃　〃　〃
〃	〃	〃	福島	3―2	小高	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	14―2	吾妻山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	福島東	15―3	大甕	〃　〃　〃
〃	〃	〃	水戸	13―3	仁井田	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	14―3	真岡	〃　〃　〃
〃	〃	〃	大多喜	13―1	大多喜	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	13―3	久留里	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	13―4	坂畑	〃　〃　〃
〃	〃	〃	新潟	11―3	高石	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	14―4	矢代田	〃　〃　〃
〃	〃	〃	日光	3―3	塩原	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	16―3	藤原湖	〃　〃　〃
〃	〃	〃	宇都宮	9―2	沢入	〃　〃　〃
〃	〃	〃	横須賀	2―3	保田	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	5―4	秋谷	〃　〃　〃
〃	〃	〃	高田	2―4	塩沢	〃　〃　〃
〃	〃	〃	長野	9―4	菅平	〃　〃　〃
〃	〃	〃	静岡	4―3	仁科	〃　〃　〃
〃	〃	〃	高山	12―3	高山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	豊橋	8―1	気賀	〃　〃　〃
〃	〃	〃	岐阜	3―2	美濃	〃　〃　〃
〃	〃	〃	名古屋	11―4	鈴鹿峠	〃　〃　〃
〃	〃	〃	伊勢	15―4	大台ヶ原山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	京都及大阪	6―2	京都西北部	〃　〃　〃
〃	〃	〃	鳥取	15―2	鳥取北部	〃　〃　〃
〃	〃	〃	高知	7―3	土佐山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	広島	16―1	岩国	〃　〃　〃
〃	〃	〃	福岡	8―1	甘木	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	16―4	相知	〃　〃　〃
〃	〃	〃	八代	3―4	人吉	〃　〃　〃

備考　地図の刊行日　平成28年10月１日